

議案第5号

鳥取県町村職員退職手当組合同規約を変更する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、次のおり鳥取県町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取県町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合同規約(昭和36年告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表東伯郡の項中「関金町」を削り、「倉吉市関金町国民宿舎企業団」及び「関金町倉吉市中学校組合」を削る。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。